

南相馬ボーイズチームの 団員を募集します

11月3日・6日に入団説明会を開催します

今年、創部6年目にして3回の硬式野球全国大会に出場した「南相馬ボーイズチーム」では、第7期生となる団員を募集し、その説明を兼ねた体験会を開催します。当日は、2時間程度の練習に参加することもできます。奮ってご参加ください。

と き 11月3日(木)、6日(日)

※両日とも9時～16時

ところ 二ノ丸野球場 (相馬市)

対象者 小学6年生から中学2年生までの児童生徒 (体験会当日の学年です)

服装 野球のできる服装 (ユニフォームやトレーニングウェアなど)

持参物 グローブ (軟式用でも可)

連絡先・申込先 菅野弘陽 ☎090(3752)0987
桃沢信勝 ☎090(9030)2907

野馬追通り銘醸館からのお知らせ

問合せ (社)原町観光協会 ☎2114

■第4回民芸屋の店先展

市内で民芸・工芸品を作っている人たちの展示販売会を開催します。きり絵や木工などの手作り体験教室も行われ、最終日には、出展者の作品をプレゼントする抽選会もあります。

と き 11月1日(火)～3日(木)10時～16時

ところ 二番蔵

入場料 無料 (体験教室は参加費500円)

■原町菊花展

原町菊の会の皆さんが丹精こめて育てた、10部門約200点の菊が出展されます。

と き 11月1日(火)正午～17時

2日(水)9時～17時

3日(木)9時～15時

ところ 東屋・自由広場

入場料 無料



～学生のみなさんへ～

ふくしま大卒等 合同就職面接会

福島労働局では、就職面接会を開催します。申込みは不要ですので、気軽にご参加ください。

なお、参加事業所は、開催の1週間前に福島労働局ホームページで公開します。

と き 11月2日(水)13時～16時

ところ 郡山ビューホテルアネックス

(郡山市中町10-10)

対象者 ・平成24年3月に大学院、大学、短大、高専、専修学校等を卒業予定の方

・平成23年3月、平成22年3月、平成21年3月に卒業して現在就職活動をしている方

問合せ 福島労働局 職業安定課

☎024(529)5396

福島県地域づくりサポート事業

～小高区復興のために 小高へ帰ろう!!～の集い

紅梅ふれあい会では、東日本大震災と原子力災害によって県内外に避難している小高区民が一堂に会し、これまで築きあげてきた地域コミュニティ再生や絆を深める“集い”を開催します。是非この機会にお集まりください。

と き 11月6日(日) 10時～15時 (雨天決行)

ところ 鹿島生涯学習センター

(さくらホール) 駐車場

内容 大声大会、ライブ、民謡ショー、浮舟小唄流し踊り投げもち、模擬店16店舗など

問合せ 紅梅ふれあい会

☎090(7076)9503(齋藤)

原町区内の 生涯学習センターを 再開します

原町区内の生涯学習センターは、11月1日(火)から業務を再開します。

なお、文化センターは地震の被害が甚大のため、再開の見通しは立っていません。

11月1日(火)～
石神・太田・大甕・高平
ひがし・ひばり
使用時間 9時～21時

貸館の申請受付は10月24日(月)から行います。

問合せ 生涯学習課 ☎245249

11月1日(火)～12月28日(水)

国道6号相馬バイパス 復旧工事に伴い通行止め

東日本大震災で損傷した国道6号相馬バイパスの復旧工事に伴い、11月1日(火)から12月28日(水)まで、自転車や歩行者を含めて全面通行止めになります。通行止め期間中の迂回路は国道6号です。

問合せ 国土交通省警城国道事務所

原町維持出張所 ☎ 2530



付近を通行する際は、時間にゆとりを持ってお出掛けください。

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

一部負担金等免除証明書 有効期間の変更はありません

平成23年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたことによる国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の「一部負担金等免除証明書」の有効期間は、現在のところ変更はありません。

国から指示があるまでは、このままご使用ください。



国民健康保険・後期高齢者医療 《長期入院されている方》

一部負担金等免除対象の区域外に住所を有し、1年以上入院していた方のうち、警戒区域や緊急時避難準備区域内の病院に入院していた方も免除の対象になりました。

該当する方は申請してください。

問合せ

国民健康保険・後期高齢者医療
市民生活部市民課 ☎ 5233
介護保険
健康福祉部長寿福祉課 ☎ 5334

災害救助法に基づく

「住宅の応急修理制度」を ご利用ください

住宅の応急修理制度は、東日本大震災によって「全壊・大規模半壊または半壊した住宅」を市が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。

なお、補助件数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

対象になる世帯の要件

次の全ての要件を満たす世帯です。

- ① 大規模半壊または半壊の被害を受けたこと（市が発行する災害証明が必要）。
※全壊の場合でも応急修理をすることによって、居住が可能となる場合は対象になります。
- ② 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ制度を含む）を利用していないこと。
- ③ 警戒区域、計画的避難区域の外にある南相馬市内の住宅であること。

半壊の場合は、所得によって制限があります。制限額などの詳細は、お問い合わせください。

一世帯当たりの限度額 52万円
問合せ 建築住宅課 ☎ 5255